## 第5章 被保険者についての諸手続

雇用保険の適用事業所に雇用される労働者は、正社員、準社員、パート・アルバイト等の呼称にかかわらず、原則として、被保険者となります。

これらの労働者は、原則として、その適用事業所に雇用される日から被保険者資格を取得し、離職等となった日の翌日から被保険者資格を喪失します。

これら被保険者に関する手続は、すべて適用事業所の所在地を管轄するハローワークで行っています。

## 1 被保険者となる労働者を新たに雇用したとき

- ・ 提出書類・・・・ 「雇用保険被保険者資格取得届」または「雇用保険被保険者資格取 得届(連記式)」(新規に同一日で被保険者番号を複数取得し、かつ 一定規模の被保険者資格を取得する場合)
- ・ 提出期限・・・・雇用した日の属する月の翌月 10 日まで
- ・ 提出先・・・・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク
  - ※ マイナンバーを記載して提出してください。
- 持参するもの・・以下のいずれかに該当する場合を除き、添付書類の提出は不要です。①~ ⑥に該当する場合には、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿(タイムカード等)、その他社会 保険の資格取得関係書類等その労働者を雇用したこと及びその年月日が明らかなもの、有 期契約労働者である場合には、書面により労働条件を確認できる就業規則、雇用契約書等 の添付が必要です。
  - ① 事業主として初めての被保険者資格取得届を行う場合。
  - ② 被保険者資格取得届の提出期限(上記参照)を過ぎて提出される場合。
  - ③ 過去3年間に事業主の届出に起因する不正受給があった場合。
  - ④ 労働保険料を滞納している場合。
  - ⑤ 著しい不整合がある届出の場合。
  - ⑥ 雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反があった事業主による届出 の場合。
    - ※ 株式会社等の取締役等であって従業員としての身分を有する者、事業主と同居している親族、在宅勤務者についての届出である場合には、雇用関係を確認するための書類の提出が必要です。(様式は P179~181 をご参照ください。)
    - ※ 社会保険労務士から社会保険労務士法第17条に規定する審査事項の付記がな された届出書が提出された場合、労働保険事務組合を通じて提出される場合に は、次のいずれかに該当する場合のみ、添付書類が必要となります。
      - ① 届出期限を著しく(原則として雇入れ日から6か月)徒過した場合
      - ② ハローワークにおいて、届出内容を確認する必要がある場合

# 雇用保険被保険者資格取得届の記入例

	様式第2号	雇用保険被保険者資		標準 字体 0 1 2 3 必ず第 2 面の注意事項を	4567 mhんでから記載してく	89 tton.)
	帳票種別 「7」「0」  2. 被保険者番号	1.個人番号 1 2 3 4 5 6 7	7 8 9 1 0 1	]	(S	<b>–</b>
	4. 被保険者氏名	02030-4 71#+ (h9h+)	2 (1 新規 2 再取得 )		の 用 新 ia	t .
	適用 希美	フキョウ ノン				_
	5. 変更後の氏名				まり 機関 を 対	
	6. 性別 7. 生年月 2 (1 男 )	日 	8. 事業所番号	98765		
	9. 被保険者となったこと の原因 2		単位千円) 11. 資2 2 週給 3 日給 合 5 その他 5 元号	格取得年月日 - 0 2 0 8 (	7 ○ □ □ (4 平成 ) 7 5 令和 ) 7 5	<b>—</b>
	1 新規 / 新規 / 雇用 / 学卒 / 2 新規 (その他) 雇用 3 日雇からの切替 4 その他 8 出向元への復帰等 (65歳以上)	雇用形態  13. 職種 (01: 1 日産 2 池塩 有販売的 5 季館が順用 4 労働者 6 船員 7 その他		] 4  0  0  0		_
	16. 契約期間の 定め 2	1 有 契約期間 デー 年 契約更新条項の有無 (1 有 2 無	) # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	野 年 平成 5 令和 )	まで d	١
	事業所名 「株式会社 雇用	保険福岡支店	備考		]	
	17. 被保険者氏名(ロー・	マ字)(アルファベット大文字で記入 	では、被保険者が外国 してください。) 			_
	被保険者氏名〔続き(		   籍・地域 	_] L] L] L] L] L] L] L] L		_
	20. 在留 期間 西暦	まで 21. 資格外活 許可の有	動 (1 有 ) 22.派	道・請員 きとし で就労	請負労働者として て当該事業所以外 する場合	_
3		<u> </u>				
	* 公記 共職 業就 安定 所欄	) / チェック・リストが	En \		当しない場合 / :留資格コード (19欄に対応 ) (するコードを) (記入	-
	文 (20. 以付付 (数体) 業 載 (20. 以付付 (数体)	**態 (サェック・リストが 出力されたが、調査 結果、同一人でなか 場合に「」を記入。 第6条第1項の規定により上記のとおり	版の った 届けます。	地域コード 26. 在    (18欄に対応)	留資格コード   / 19標に対応 \   するコードを	2日
事:	文 以 以 付 的 做 休 的 蒙 蒙 载 安 定	常態 (5.6歳以上) チェック・リストが 調点 (お来、同一人でなか 場合に「I」を記入。	En on the state of	地域コード 26. 在    (18欄に対応)	留資格コード	2日
事:	文 以 以 付 的 做 休 的 蒙 蒙 载 安 定	常版 ( チェック・リストが 出力されたが、調 結果、同一人でなか 場合に「」」を記入。 第6条第1項の規定により上記のとおり 代田区霞が関1-2-2 雇用保険 代表取締役 雇用太郎	をのった) 届けます。 記名押印又は署	地域コード 26. 在 18欄に対応 するコードを 記入 令和 名 福岡中央公共職績	留資格コード	2 ⊟
*	文 (2.5) 以(時时做休息 業 載 (2.5) 以(時时做休息 業 載 (2.5) 以(時时做休息 業 載 (2.5) 以(時时做休息 (2.5) 知(時間做休息 (2.5) 和(1.5) 和(	常應 (サェック・リストが 出力されたが、調査 結果、同一人でなか 場合に「」を記入。 第6条第1項の規定により上記のとおり 代田区霞が関1-2-2 雇用保険 代表取締役 雇用太郎	をのった) 届けます。 記名押印又は署	地域コード 26. 在    (18欄に対応 するコードを 記入 令和 名	留資格コード	2日
	文	**應	をのった) 届けます。 記名押印又は署	地域コード 26. 在 18欄に対応 するコードを 記入 令和 名 福岡中央公共職績	留資格コード (18欄に対応 するコードを 記入 2 年 8 月 美安定所長 駿	2日

#### 1「個人番号」

・被保険者の個人番号を 記入してください。

#### 2「被保険者番号」

- ・被保険者番号に記載されている番号を記入してください。(「0」も省略しない。)
- ・昭和56年7月6日以前に交付されている被保険者証の場合は下段10桁のみ記入してください。
- ・まだ被保険者証の交付を受けていない場合は記入しないでください。

#### 3「取得区分」

- ・被保険者証の交付を受けていない者と被保険者でなくなった最後の日から7年以上経過している者は「新規」。
- ・被保険者証の交付を受けている者は「再取得」。

#### 4「被保険者氏名」

- ・被保険者証の交付を受けている場合は被保険者証に記載されているとおり記入してください。
- ・カタカナで姓と名の間を1枠空けて記入してください。

#### 5「変更後の氏名」

- ・被保険者証の氏名と現在の氏名とが異なっている場合に記入してください。
- ・カタカナで姓と名の間を1枠空けて記入してください。
- ・この欄に氏名を記入した場合は改めて氏名変更届を提出する必要はありません。

#### 7「生年月日」

・7つの枠すべて記入してください。(年月日が1桁の場合は それぞれ0を付加して2桁で記入してください。)

#### 8「事業所番号」

・「0」も省略せず、11の枠すべて記入してください。

#### 10「賃金」

・賃金月額は、賞与その他臨時の賃金を除いた採用時に定められた賃金のうち、毎月きまって支払われるべき賃金の月額(支 払総額)を千円単位(千円未満四捨五入)で記入してください。

#### 11「資格取得年月日」

- ・原則として雇い入れた日(雇用関係に入った最初の日)を記入してください。
- ・試用期間中、研修期間中等の労働者も被保険者となりますので、雇い入れた日(雇用関係に入った最初の日)を記入してください。

#### 12「雇用形態」

・登録型派遣の場合は「2」、

短時間労働者(週の所定労働時間が30時間未満の者)に該当する場合は「3」、 有期契約労働者(登録型派遣及びパートタイムを除く)に該当する場合は「4」、 船員は「6」と記入してください。

なお、常用型派遣の場合は「7」(その他)と記入してください。

#### 13「職種」

174、175 ページを参照のうえ記入 してください。

#### 15「1週間の所定労働時間」

・被保険者の種類を問わず記入してください。

#### 17 ~ 22 欄は、被保険者が外国人の場合のみ記載してください。

- ・「外交」又は「公用」の在留資格の者及び特別永住者を除く外国人労働者を雇用する場合、記入することによって、外国人 雇用状況の届出をすることができます。なお、令和2年3月1日以降に雇い入れた外国人労働者については、在留カード番 号を別様式に記入して届け出てください。
- ・被保険者になるか否かの判断については、29、30ページ参照。

# 雇用保険被保険者資格取得届(連記式)の記入例

【雇用保険被保険者資格取得届(連記式)総括票】

	准	用保険被保險	大日貝竹以		:ロロナイ/ 小の1口	タイン 字体[U][1] (必ず第2面の注			8 9
	帳票	種別 5 <b>1</b> 6 1			1. 1	仅得区分 【1 新規取得》	2 T 7 E 20.77 C	(E	_
	2. <b>‡</b>	字	00111	0	3. <b>ў</b> 5 元号	<b>資格取得年月日</b>	SHOHLL	平成令和 この	_
	4. 被 2	な保険者となったことの (1 新規,新規) 2 新規(そ) 1 雇用(学卒) 2 雇用(そ) 3 日雇からの切替 4 そ)	か他) 7 (3500 ) 1	· .			時被保険者種类 般 2 短期常態 節	のまま機械で処理します	_
	8. 契	2約期間の定め 2 1	有 — 契約期間 契約更新条項	元号年	月 日 11有 \	元号 年 月 (4 平成 5 令和 )	<b>□</b>	# し ます の で	
	9. 1	週間の所定労働時間	<b>無</b> 40000	(V) F MK	. 2. 無 /				
			会社 雇用保					汚さないようにしてくたさい	
	11.	届出被保険者数 ——		30 人	個人別票枚数		1_枚	į	
			第1年の担合に しょ	LETAL HI				- 7 -	
	雇用	保険法施行規則第6条9				令和	1 2 年 6	月 7 日	
	雇用	住 所 ]	東京都千代田 株式会社 雇用	区霞が関1 保険	-2-2	印又は署名			
	雇用	住 所 ]	東京都千代田 株式会社 雇用代表取締役	区霞が関1 保険	-2-2		2年6		
	社会	住所 ] 本事業主 氏 名 電話番号 保險	東京都千代田 株式会社 雇用 代表取締役 03-5253-1111	区霞が関1 保険 雇用太郎	-2-2	印又は署名			
	社会	住 所 ] 事業主 氏 名 電話番号	東京都千代田 株式会社 雇用 代表取締役 03-5253-1111	区霞が関1 保険 雇用太郎	一2一2 記名押	印又は署名			
*	社会	住 所 ] 事業主 氏 名 電話番号 「保験 作成年月日・提出代行者・事務代報者	東京都千代田 株式会社 雇用 代表取締役 03-5253-1111	区霞が関1 保険 雇用太郎	一2一2 記名押	印又は署名			
*	社会	住 所 ] 事業主 氏 名 電話番号 「保験 作成年月日・提出代行者・事務代報者	東京都千代田 株式会社 雇用 代表取締役 03-5253-1111	区霞が関1 保険 雇用太郎	一2一2 記名押	印又は署名			
*	社会	住 所 ] 事業主 氏 名 電話番号 「保験 作成年月日・提出代行者・事務代報者	東京都千代田 株式会社 雇用 代表取締役 03-5253-1111	区霞が関1 保険 雇用太郎	一2一2 記名押	印又は署名			
*	社会利配生	住 所 ] 事業主 氏 名 電話番号 「保験 作成年月日・提出代行者・事務代報者	東京都千代田 株式会社 雇用 代表取締役 03-5253-1111	区霞が関1 保険 雇用太郎	一2一2 記名押	印又は署名			
**	社会利配生	住 所 ] 事業主 氏 名 電話番号 「保験 作成年月日・提出代行者・事務代報者	東京都千代田 株式会社 雇用 代表取締役 03-5253-1111	区霞が関1 保険 雇用太郎	一2一2 記名押	印又は署名			
**	社会利配生	住 所 ] 事業主 氏 名 電話番号 「保験 作成年月日・提出代行者・事務代報者	東京都千代田 株式会社 雇用 代表取締役 03-5253-1111	区霞が関1 保険 雇用太郎	一2一2 記名押	印又は署名			
**	社会利配生	住 所 ] 事業主 氏 名 電話番号 「保験 作成年月日・提出代行者・事務代報者	東京都千代田 株式会社 雇用 代表取締役 03-5253-1111	区霞が関1 保険 雇用太郎	一2一2 記名押	印又は署名			
**	社会利配生	住 所 ] 事業主 氏 名 電話番号 「保験 作成年月日・提出代行者・事務代報者	東京都千代田 株式会社 雇用 代表取締役 03-5253-1111	区霞が関1 保険 雇用太郎	一2一2 記名押	印又は署名			
**	社労配	住 所 ] 事業主 氏 名 電話番号 「保験 作成年月日・提出代行者・事務代報者	東京都千代田 株式会社 雇用 代表取締役 03-5253-1111	区霞が関1 保険 雇用太郎	一2一2 記名押	印又は署名	公共職業安定		
*	社会計算	住 所 ] 事業主 氏 名 電話番号 「保験 作成年月日・提出代行者・事務代報者	東京都千代田 株式会社 雇用 代表取締役 03-5253-1111	区霞が関1 保険 本郎 日本	一2一2 記名押	印又は署名印	公共職業安定	所長 殿	

#### 3「資格取得年月日」

- ・原則として雇い入れた目(雇用関係に入った最初の日)を記入してください。
- ・試用期間中、研修期間中等の労働者も被保険者となりますので、雇い入れた日(雇用関係に入った最初の日)を記入してください。

#### 4「被保険者となったことの原因」

・該当するものの番号を記載してください。

#### 6「職種」

174、175ページを参照のうえ記入してください。

#### 5「雇用形態」

・登録型派遣の場合は「2」、短時間労働者(週の所定労働時間が 30 時間未満の者)に該当する場合は「3」、有期契約労働者(登録型派遣及びパートタイムを除く)に該当する場合は「4」、船員は「6」と記入してください。なお、常用型派遣の場合は「7」(その他)と記入してください。

#### 9「1週間の所定労働時間」

・被保険者の種類を問わず記入してください。

## 11「届出被保険者数」 「個人別票枚数」

・届出に係る被保険者数と個人別票の枚数を記載してください。

	雇用保険被保険者資格取得届(連記式)個人別票 ## 01234567	89
	帳票種別 1.事業所番号 1.事業所番号 1.事業所番号 1.事業所番号 ・総括票の2 欄に記載した事業 同じ事業所番号を記載して 8~13欄、24~29欄、40~45欄は、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。	
	被保険者氏名 2. 個人番号 5. 生年月日 (元号 2 大正 3昭和 4平成 5 令和 ) 3	
	3. 被保険者氏名 (カタカオ 2、18、34「個人番号」	記載し
1	8. 被保険者氏名 (ローマ字) (アルファベット大文字で記入してください。) 6. 賃金 (: 年月日の年、月又は日が 1 桁 それぞれ 10 の位の部分に「( して 2 桁で記載してください して 2 桁で記載してください。)	の場合は <b>)</b> 」を付加
	期間	)
	「派遣・諸負労働者として   「不要の場合   「不要の場合   「不要の場合   「「「」を記入」   「を記入」   「「「」を記入」   「「」「「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」	\$
	給付 公一 234567891011 3-590101	· —
	19. 被保険者氏名 (カダカチ)   20. 性別   23. 就職経路   1   1   1   1   1   1   1   1   1	<b>—</b>
2	2 10 25 「抽屉除字式夕(十九十十)」	
	6、22、38 「賃金」         ・総括票の3 欄に記載した資格取	得年月日
8 8 8	25. 国籍・地域       ) 26. 在留資格       ) 27. 在留期間       現在における支払の態様及び賃         20. 活法・禁格が深久       正載してください。	
	29. 派遣・請負款労区分   1 派遣・募負労働者として 主として当該事業所以外 で 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	_
	被保険者氏名     34. 個人番号     37. 生年月日(元号 2 大正 3昭和 4平成 5 号和)       企画 泰樹     3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1 2     4 - 0 4 0 8 0 9	_
	135. 被保険者氏名 (カタカナ)   135. 被保険者が外国人の場合のみ   125歳職   125歳m   125,0m   125,0m	_
3	40. 被保険者氏名 (ローマ字) (アルファベット大文字で記入してください。)       38. 賃金 (支払の態様 - 賃金月額:単位千円)         1   1   8   0   0 (4 時間給 5 その他)         被保険者氏名 [続き (ローマ字)]	_
	44. 資格外 活動許可 (1 有 の	_
	41. 国籍・地域 ( ) 42. 在留資格 ( ) 43. 在留 期間 <u>西</u> 屋 年 月 日 45. 派遣・請負就労区分 ( ) 46. 洋信不悪素元 47. 悉号複数取得チェック 48. 国籍・地域コード 40. 在密資格コード 40. 在密資格コード	_
	45. 水塩・昨貝紙ガドア	

※ 「雇用保険被保険者資格取得届(連記式)総括票」と「雇用保険被保険者資格取得届(連記式)個人別票」は合わせてご使用いただくものです。

## 2 離職等により被保険者でなくなったとき

- (1) 離職票の交付を希望しないとき
  - · 提出書類·····「雇用保険被保険者資格喪失届」
  - ・ 提出期日・・・・・被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日以内
  - ・ 提出先・・・・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク
  - ・ 持参するもの・・労働者名簿、賃金台帳、出勤簿 (タイムカード)、雇用契約書 など
    - ※ マイナンバーを記載して提出してください。
- (2) 離職票の交付を希望するとき (※59歳以上の離職者は本人が希望するしないにかかわらず必ず離職票の交付が必要です。)
  - · 提出書類·····「雇用保険被保険者資格喪失届」 「雇用保険被保険者離職証明書」(3枚1組)
  - ・ 提出期日・・・・・・被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日以内
  - ・ 提出先・・・・・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク
  - ・ 持参するもの・・労働者名簿、出勤簿 (タイムカード)、賃金台帳、辞令及び他の 社会保険の届出 (控)、離職理由の確認できる書類 (就業規則、 役員会議事録など)。
    - ※ マイナンバーを記載して提出してください。

## 離職票の交付に係る注意!

事業主の皆様からの届出が遅れたり、怠ったりした場合には、そのまま離職された方への離職票の交付が遅れることとなるため、離職者本人が雇用保険を受給するに当たり、極めて不利益な状況が生じることとなります。

必ず期限内での届出をお願いします。

## 「資格喪失届」は以下のような場合でも提出してください。

- ① 被保険者資格の要件を満たさなくなったとき。
- ② 被保険者が法人の役員に就任したとき。 (ただし、ハローワークにおいて兼務役員として認められた場合を除く。)
- ③ 被保険者として取り扱われた兼務役員が、従業員としての身分を失ったとき。
- ④ 他の事業所へ出向したとき。
- ⑤ 被保険者が死亡したとき。

# 雇用保険被保険者資格喪失届の記入例

(t) x	様式第4号(第7条関係)(第1) 雇用(	<sup>面)</sup> 呆険被保険者資格喪失届	標準 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)
なるべく折り曲げ	帳票種別 		3. 資格取得年月日 この 日本 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
ないようにし、やか	4. 離職年月日 (元号 4 平成 5 令和 5 一 0 2 0 6 3 0 元号 年 月	5. 喪失原因	## 1 1 週間の所定労働時間 8. 補充採用予定の有無 は こ の まま ままま
むをえない場合には折り曲	10. (a) L# 5 (b) 7 (b) 1 (c) 4		Tage
げマーク <b>▶</b>	被保険者氏名	性別     生年月日     取得時被保険者種類     転勤       女     3-521025     - 般       4000     事業所名略称	年月日     管轄安定所番号     雇用形態       48010     ので、       株式会社     雇用保険     池袋支店
<ul><li>▲)の所で折り</li></ul>	被保険者の住所又は居所 被保険者でなくなったことの原因及び被保険 者に氏名変更があった場合は氏名変更年月日	所沢市並木6-1-3 夫の転勤に伴い、小笠原に	
9曲げてください。)	住 所東京	規定により、上記のとおり届けます。 都千代田区霞が関1-2-2 会社 雇用保険 代表取締役 雇	記名押印又は署名
※ 所長	電話番号 () 3 - 次 表 長 長	- 5 2 5 3 — 1 1 1 1 1	池袋 公共職業安定所長 殿 6 電話番号 印
		100 404 104	2020. 3
	様式第4号(第7条関係)(第2) 雇用保険被保険者		•
	帳票種別		<b>保険者が外国人の場合のみ配入してください。</b> - マ字)(アルファベット大文字で記入してください。) - マ字) [続き]
E,		6. 派遣・請負就労区分 17. 国籍・地域 18. (1. 派遣・蔣與労働者 として主として 当成・新典が出外で (	在留資格 *  *  *  *  *  *  *  *  *  *  *  *  *
3 4 5 6	記載すべき事項のない欄双は記入時代空棚のままとし 記入枠の部分は、枠からはみだされいように大きめの この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、「文字とし 事業主の氏名(法人にあっては代表者の氏名)につい 4欄には、裾保録者でなくなったことの原則となる事等 (例:平成19年3月1日-   <u> </u>   -	ますること。	粋には記載しないこと。 ヱ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用すること。 氏名を付記すること。
(2 (4 (7 (8 8 5	3 天父その他やむを解えい理由によって事業の構然が、契約期間の高方、(多) 任意課職 (事業主の新鮮等) 移籍出向(ただし、退職金又はこれに準じた一時金)事業上の都合による所属。事業上の勢長による時間にあるが展開においては好なお、被保険者でなくなった者が機関所においては好なとしないことを管望する場合であって、その後にままた、最長として高手能水職者能付金を受給した者がイ間には、保険を者氏名 振行門ではたちむろろ。	不可能になったことによる保壓。 (3) 被保険者の責めに帰すべき重大 によるものを除く。 (6) (2) から (5) まで以外の事業主の都 の支給が行われたもの以外の出向は「1」) 任意退職等 経費するときは「1」を、希望しない場合は「2」を記載すること。 5機・数据の君識等の理由により一定期間職 等例付き受けようとするときは、「1」を記載すること。また、開職の 65歳(原に離職した場合には「2」を記載すること。 機・記載した毎日に対していまった。	な理由による解雇合によらない離職(定年等) 2
11 12 13	1」を記載し、予定していない場合は空欄とすること 被保険者に氏名変更があった場合は、9欄と新氏名を3 10欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行っ 「被保険者の住所又は居所」欄には、艱職後の住所又 本手続は電子申請による届出も可能であること。	。 敵射するとともに、「被保険者でなくなったことの原因及び被保険者に5 た上で、個人番号(マイナンバー)を記載すること。 は居所が明らかであるときは、その住所又は居所を記載し、その住所又	実安定所又は地方運輸局の紹介、その他の方法による労働者の採用を予定している場合は 名変更があった場合は氏名変更年月日」欄に氏名変更年月日を記載すること。 は居所が明らかでないときは、離職時の住所又は居所を記載すること。 該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本

#### 4「離職等年月日」

・事業所に籍があった最後の日を「0」も省略せず6桁で記入してください。

### 5「喪失原因」は、次の区分に従って該当する番号を記入してください。

#### 離職以外の理由・・・「1」

○被保険者の死亡

○出向元への復帰

○在籍出向

## 「3」以外の離職・・・・「2」

- ○任意退職 (転職、結婚退職等)
- ○重責解雇
- ○契約期間満了
- ○60 歳以上の定年退職
- (継続雇用制度あり)
- ○移籍出向
- ○週の所定労働時間が20時間未満
- ○取締役への就任

## 事業主の都合による離職・・・「3」

- ○事業主都合による解雇
- ○事業主からの勧奨等による退職
- ○65 歳未満の定年退職 (継続雇用制度なし)

### 6「離職票交付希望の有・無」

・ 被保険者でなくなった者が、離職時において妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により一定期間職業に就くことができず、その後に失業給付を受けようとする場合も「1」を記入してください。

#### 7「1週間の所定労働時間」

・離職年月日現在の時間を記入してください。

#### 10「個人番号」

・被保険者の個人番号を記入してください。

#### 8「補充採用予定の有無」

補充採用の予定があるようでしたら、ぜひハローワークをご利用ください。

## 14~18 欄は、被保険者が外国人の場合のみ記載してください。

・「外交」又は「公用」の在留資格の者及び特別永住者を除く外国人労働者が離職した場合、記入することによって、外国人雇用状況届出をすることができます、なお、令和2年3月1日以降に離職した外国人労働者については、在留カード番号を別様式に記入して届け出てください。

## 雇用保険被保険者離職証明書の様式例

離職証明書は、受給資格、給付金額、給付日数の決定の基礎となる重要なものですので、誤った届出がされることのないよう記入していただき、内容については必ず離職者の確認をとってください。

特に、⑦欄に記入した離職の理由は、退職する日までに、離職者本人に見せ、⑩欄(離職者の判断)の該当する事項に〇を記入の上、記名押印又は自筆による署名をしていただくようにしてください。

なお、記入の方法については離職証明書の用紙とともにハローワークで資料を配布していますのでご確認ください。

## [注意事項]

2枚目(安定所提出用)には離職者の確認等が必要な箇所が2箇所ありますので、注意してください。これ以外の記載項目は通常3枚複写中1枚目の事業主控を記載することで複写されます。

美式第	5号					雇用	月1末	沙英州	対1末	陜?	有肖	进月	載	Ш	:明書	ì	女	疋	<b></b> 所提出用	17					
① 被保険	者番	9		-	-					3	フリガ	+				8					④ 駐 職	会和	年	月	
2) 事業月	所書:	导			-				-	ANT	諸氏	2									年月日	10.00			
⑤ 事業所		他					- : - :									職	者のは居所								
	電話番		1881+	Tabr-	実に相関	the co	レホリ	TORRI de	7				sec de	IRM	原交付	4	€n	#	電話番号(	8	)		_		
事業主	住	95	Same New	. qa-	A-141126	E/BIU YC	C.923	E94Ca	Po.		(8)		200 (8)	E-680	BROKIN		で付番号		- 4 -	-			離領原印		
								離聯	の	日	以前	_		1	金	支	払は	伏:	況 等						
		老期!	-		無期間 2 (3) 短	(9) 18 (8 (9) 17 (7 (8)	100		- 41 -				(I) (0)	D	(2)		賃		金		額		(3)		
離職			JE JE		雇用特 被保険	の におけ を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	る比数	貴金支	医孤牙	1 課;	ARI RO			離較		<b>(A)</b>			B		8+	-	解		考
А	1	8∼	離	矋	日難職	9	В	月	日~	推	篠	В		В											
月		8∼	月		В	A	В	月	⊟~	J	Ħ	В		В											
Л	1	<b>⊟</b> ~	Я		B .	B	B	月	日~	)	Ħ	В		В											
Л	1	<b>∃</b> ~	月		В	A	В	月	8~	J	月	В		В											
月	]	⊟~	月		В .	В	Ħ	月	日~	,	Ħ	B		В											
月	1	日~	月		В ,	A	B	月	- 8~	J	Ħ	В		В											
月		⊟~	月	ţ	B	F	В	Я	日~	)	Ħ	B		В				L					$\perp$		
月		B~	月		B .	FI	B	月	8~	,	Ħ	В		В				L							
月		8~	月			FI .	В	月	∃~	,	9	H		B				L							
月		8~	月			F)	H .	月	8~		Ħ	H .		В											
月		8~	月		-	FI	8	月	B~			B		H				-					-		
		B~	月		-	A .	B	月,	B~		FI	B		В				$\vdash$							
A B	- T	8~	月		Β .	Ħ	В	月	∃~			B		B					この証明書の記載的				ま相違な	いと認	めます
責金 関す 寺記事	8																	,	総名押印又は自第 (離職者) 氏 名)	ne de	©#1	,		(	Ð
**	(15)	欄の	記載	鼤	准	- 無							Г	_	> 100										
<b>弁職業</b>		欄の資・		乾	有	- 無		•						Œ.	1.40				外の証明書の						-
公共職業安定所記載欄															記名 くだ			1日	筆による署名	占 ().	1	オレカュ	により	1 記載	くさも
本手 ができた また 代行者	続き! るも! と、本	は電子 かを本 手続き もこと	中間を証り	による 証明 いて、 明する	5 申請も 第の提出 社会長 5 ことが	可能で と併せて 減労務 できる・	す。 オ て送信 士が背 ものを	手続き すること けみ時 本居書の	につい とをもっ による り提出さ	て、電 って、 本国書 :併せ	子 中川 当該被 の提。 て送他	講に 独居的 はする	よおり 関す らこ。	行用るさ	う場合に 第子署名 手続を を もって	に代明	被保的 えるこ 生に代4 該事業 所 #	とかり主の	が離職証明書の内容 できます。 で行う場合には、: 電子署名に代える 次長 課	当際	社会保	確認し 験労務 ます。	たことを	証明3	rるこ Eの提
社会保护 労務:	±	<b>対別日・</b> 8	Bern	t-#81	物権の総合	ES.			8	8 4	78. 20	5 66	- 6												

⑦離職理由欄…事業主の方は、離職者の主たる離職理由が該当する理由を1つ選択し、左の事業主記入欄の□の中に○印を記入の上、下 の具体的事情記載欄に具体的事情を記載してください。 【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があり、適正に記載してください。】 事業主記入欄 ※離職区分 | 事業所の倒産等によるもの (1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職 (2) 事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職 1 A 定年によるもの 1 B … 定年による離職(定年 2 A 平成25年3月31日以前に労使協定により定めた継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しなかったため その他(具体的理由: 2 B 労働契約期間満了等によるもの 3 労働契約期間満了等によるもの

(1)採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職
(1 回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回)
(当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を短縮し、その上限到来による離職に該当 する・しない)
(当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当 する・しない)
(当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当 する・しない)
(定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職で ある・ない)
(4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職で ある・ない)
→ある場合(同一事業所の有期雇用労働者に一様に4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が平成24年8月10日前から定められて いた・いなかった)

「下記の以外の労働者 2 C \_ .....l..3 2 D 2 E 下記②以外の労働者 3 A 「下記の以外の分割者 (1 回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無(更新又は延長しない旨の明示の 有・無)) (直前の契約更新時に雇止め通知の 有 ・ 無 ) (当初の契約締結後に不更新条項の追加が ある・ない) 3 R 当初の契約締結後に不更新条項の追加がある。ないが 「を希望する旨の申出があった 労働者から契約の更新又は延長 を希望しない旨の申出があった の希望に関する申出はなかった 3 C 3 D ② 労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者
(1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回)
(契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無 (更新又は延長しない旨の明示の 有・無 ))
労働者から契約の更新又は延長 を希望する旨の申出があった
の希望に関する申出はなかった。 4 D 5 E a 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合 b 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合(指示した派遣就 ■ 事業主が適用基準に該当する派遣城業の指示を行わながったことによる場合(指示した派遣城業が取りやめになったことによる場合を含む。) (a に該当する場合は、更に下記の 5 のうち、該当する主たる離職理由を更に 1 つ選択し、○印を記入してください。該当するものがない場合は下記の 6 に○印を記入した上、具体的な理由を記載してください。) □ …… (3) 早期退職 □ …… (4) 移籍出向 (3) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職 事業主からの働きかけによるもの 4 4 事業王からの関さかけによるもの
……(1)解雇(重責解雇を除く。)
……(2)重責解雇(労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇)
(3)希望退職の募集又は退職勧奨
……(1)事業の縮小又は一部休廃止に伴う人員整理を行うためのもの
……(2)その他(理由を具体的に 労働者の判断によるもの (1) 職場における事情による離職 □ ..... ① 労働条件に係る問題(賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等)があったと 労働者が判断したため 労働者が判断したため) 事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動(故意の排斥、嫌がらせ等)を 受けたと労働者が判断したため ) 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題(休業等の申出拒否、妊娠、出産、休業等を理由とする 不利益取扱い)があったと労働者が判断したため、 \_ ····· 2 \_ ····· 3 ………… ⑥ 事業所移転により通勤困難となった(なる)ため(旧(新)所在地: . . . . . . . . . . . . . . . . . . . (7) その他(理由を具体的に ……… (2) 労働者の個人的な事情による離職 (一身上の都合、転職希望等) 具体的事情記載欄(事業主用)

## ⑩離職者本人の判断(○で囲むこと) 事業主が○を付けた離職理由に異議 有り・無し

記名押印又は自筆による署名(離職者氏名)

#### 16欄

⑦欄に記載した離職理由について、離職者に確認させた上で 該当する事項を○で囲ませ、記名押印又は自筆による署名の いずれかにより記載させてください。

# 雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)の記入例

様式第5号		雇	星用	保障	被	保险	者	雛	職証	明書	安	定所提出用	)			•
① 被保険者番号	4900	- /	02	0 3	0 -	4	3) フリカ	ガナ	7	キョウ	ュゥ	<b>n</b> .	離 職 命和		月日	
	4900	- 9	8 7	65	4-	3	難職者日	名	ž	萬用	優	子	年月日	2 10	17	
	14 5 5 4.		,,,,,,				3000	,		(6)	者の	〒359 - 0042			100000	
事業所 所在地	豊島区東	沙池至	£ 3 -	- 5 -	13							埼玉県所	沢市並木	6-1-	3	
電話番号	03 - 3										は居所		4 ) 299	2 - 86	509	
	の記載は、事実東京者8千代							0.000	※離職	票交付 令 (3	和 と付番号	年月 E	番)	離受		
事業主	株式会社属						a + 512 @	কী কী						職領		
氏名/	体立公任	用不	快儿						の貨	金支	払り	 犬 況 等	<u> </u>			
	折削算定対象	-	9 00 #888	10						12	賃	金	額	(3)		
A 一般被離職日の翌	日 /0月/8日	雇用特例	における 賃金支払	黄金	金支	払対	象期間		基礎日数	(A)		R	<del>2+</del>	備	考	
	~ 離 職 日	被保険者		10	月 /	8∼	離離	8	100			⑬「備考」				
	~ 9月/7日						9月3	100	-			<ul><li>参考事項を</li></ul>				
				ļ								例えば、賃金・離職日が令利				
	~ 8 月17日	-					3月3					日数が 11 日以	以上の完全月	例:8	3月 18	日~9月
	~ 7月17日	-					7月3				00	17日)が12か 用特例被保険				
	~ 6 月 17日		- 1				6月3	-				たは、⑪欄の				
4月18日	~5月17日	、月	30□	5	月 /	B~ ₹	月3	18	31 🛭	250,0	000	い場合は、 <sup>⑨</sup> * 期間について、				
3月18日	~ 4 月 17日	月	3/⊟	4	月 /	8~ €	4月3	0 B	30 €	250,0	00	なった時間数	を記入して、	ください。	1	
2月18日	~ 3 月17日	月	108		月	∃~	月	В	. 8					#08	寺间	
1月18日	~ 2月17日	月	318		月	8∼	月	В	B							
/2月/8日	~ 1月17日	月	31 🛭		月	∃~	月	В	В					,s		
11月18日	~12月17日	月	30 □		月	В~	月	B	B							
10月/8日	~11月17日	月	3 ( B		月	8∼	月	В	B	2. 2						
10月10日	~ 10月 17日	月	8 ⊟		月	日~	月	8	日		***************************************	2				
(4)		<u></u>									76.00	⑤この証明書の記載内 (記名押印又は自筆)		は相違ないと	認めます。	
賃 金 に 関 す る 特記事項				15	7000		9 2000					(離職者) 2	商用優	子	(11)	
※ ⑤欄	の記載		無	ŧ			1			¥	(15)	「署名捺印」	'			
共 16欄	の記載	有	• 無								-	離職者に記載内	容を確認さ	せたうえ	.署名捞	卵させて
案 写	・聴							-  -				ださい。 お、本人の捺印	がしわかい	レきけ	その理	日本記事
公共職業安定所記載欄												事業主印を押印			しり均	2円で ⊩場
載欄													a d	×	108	
本手続きは	CONTRACTOR COLUMN A		(III)+7 33	2/2/17 /	アンフ	- the - 1	200	M/12	(五本(1) 数	十条二十四	X DI	会者が離職証明書の内容 とができます。				
また、本手	締きについて、こ	社会保险	<b>兴</b> 務十	が電子的	申譲に	よる本	届書の扱	出出に	に関する	手続を事業	主に代え	このできます。 つって行う場合には、 主の電子署名に代える	当該社会保険労務 ことができます。	士が当該事業	きまの提出	
社会保険 作成年	月日,提出代行者,事務代理	者の表示	氏		×	名	12	話	番号	*	所!	及 次 長 課:	恩 係 恩	係		
労務士 記載 棚		19		1		(A		1	E <sub>E</sub>	1				,		

#### ① 「被保険者番号」、②「事業所番号」

・資格取得等確認通知書から正確に転記してください。

#### ⑧ 「被保険者期間算定対象期間」

#### A 一般被保険者等・・・一般被保険者又は高年齢被保険者

- ア 「離職日の翌日」欄には、④欄の翌日を記入してください。
- イ 左側の月日欄には、離職日の属する月から遡った各月における「離職日の翌日」に応当する日を記入してください。 もし、応当日がない場合は、その月の末日を記入してください。
- ウ 右側の月日欄には、離職日に応当する日を記入してください。もし応当する日がない場合は、その月の末日又は末日 の前日を記入してください。
- エ 離職日以前2年間(高年齢被保険者の場合は1年間)について(24 か月まで)記入しますが、⑨欄の日数が11 日以上の完全月が12 か月以上(**高年齢被保険者の場合は6 か月以上**)あればそれ以前の期間は省略できます。

離職日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄の日数が11日以上の完全月が12か月以上(高年齢被保険者の場合は6か月以上)ない場合は、⑨欄の日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を③欄に記入してください。 また、疾病、傷病等で30日以上賃金の支払を受けることができなかった場合は、最大離職日以前4年の期間を記入できる場合があります。(当該事実を確認できる書類が必要です。事前にハローワークにお問い合わせください。)

なお、一葉に書ききれない場合は、「続紙」として別葉に記入してください。

#### B 短期雇用特例被保険者

離職した月から順次さかのぼって暦月を記入してください。

#### ⑨ 「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

・⑧の期間に賃金支払の基礎となった日数を記入してください。(有給休暇も算入し、半日でも1日として計上します。) 月給者については、月間全部を拘束する意味の月給制であれば30日(28日、29日、31日)の歴日数となり、1か月中、 日曜、休日を除いた期間に対する給与であればその期間の日数となります。

#### ⑩ 「賃金支払対象期間」

- ・賃金締切日の翌日から賃金締切日まで記入してください。
- ・離職日以前2年間を記入します。ただし、完全月で⑩欄の基礎日数11日以上が、6か月以上あればそれ以前は省略できます。

離職日が令和2年8月1日以降であって、⑩欄の日数が11日以上の完全月が6か月以上ない場合は、⑪欄の日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を⑬欄に記入してください。

なお、労働者が船員の場合で、乗船・下船時等で大きく変動する賃金が定められている場合は、完全月で⑪欄の基礎日数 11 日以上の月が 12 か月必要な場合があります。

### ① 「⑩の基礎日数」

・⑩の期間に賃金支払の基礎となった日数を記入してください。(有給休暇も算入し、半日でも1日として計算します。) 月給者については、月間全部を拘束する意味の月給制であれば30日(28日、29日、31日)の歴日数となり、1か月中、 日曜、休日を除いた期間に対する給与であればその期間の日数となります。

## 12 「賃金額」

A欄…賃金が月または週等により定められている場合。

月給者で変動手当(超過勤務手当等)のみが翌月払いである場合は、その額を当月に算入してください。 また、通勤手当を複数月分まとめて支払う場合は、該当月数で割り、それぞれの月に算入してください。

B欄…賃金が日、時間、出来高による場合にそれぞれ記入してください。

また、月決め手当と日給と両方ある場合は、AB欄に区別して記入し、AB欄の合計額を計欄に記入してください。 なお、主たる賃金とその他の諸手当の賃金締切日が異なる場合は、主たる賃金の賃金締切日により記載し、その他の諸手 当は主たる賃金の賃金締切日に合わせて再計算した額を記入してください。

## (4) 「賃金に関する特記事項」

・毎月決まって支払われる賃金以外の賃金のうち、3か月以内の期間ごとに支払われるもの(以下「特別の賃金」という。) がある場合に、⑧欄に記載した期間内に支払われた特別の賃金の支給日、名称および支給額を記入してください。 なお、記入しない場合には斜線を引いてください。

※賃金の解釈については、67ページ参照

# 雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(1) 1枚の離職証明書に記載できない場合

雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用)

続紙あり

4		年	月	日
離職	令和	2	8	31
年月日		_	Ů	•

			離	職	の	日足	人前	の賃金	支 払	状 況 等			
⑧ 被保険者類	期間算定対象期	期間	9	10			-		1111	12			13
A一般被	保険者等	B短期	⑧の期間における		賃金	き 支	払 対	象期間	① の 基 礎		賃 金	額	備考
離職日の翌日	9月1日	雇用特例 被保険者	賃金支払 基礎日数						日数	A	B	計	
8月1日 ~	離職日	離職月	20 日		8月1	日	~	離職日	20 E	/	100,000		
7月1日 ~	7月31日	月	20 日		7月1	日	~	7月31日	20 E		100,000		
6月1日 ~	6月30日	月	20 日		6月1	日	~	6月30日	20 E	1 /	100,000		
5月1日 ~	5月31日	月	22 日		5月1	日	~	5月31日	22 E	1 /	110,000		
4月1日 ~	4月30日	月	21 日		4月1	日	~	4月30日	21 E	1 /	105,000		
3月1日 ~	3月31日	月	22 日		3月1	日	~	3月31日	22 E	ı	110,000		
2月1日 ~	2月29日	月	11 日				~		E	1			
1月1日 ~	1月31日	月	18 日				~						
12月1日 ~	12月31日	月	20 日				~		E	1			
11月1日 ~	11月30日	月	9 日				~		E	1			
10月1日 ~	10月31日	月	8 日				~		E	1			
9月1日 ~	9月30日	月	20 日				~		E	1			続紙
8月1日 ~	8月31日	月	16 日				~		E	1			沙心小人

								1	1						-
		雇用	保険初	皮保障	<b>美者</b> 爵	惟職証	明書	(安定所	· 近提出用)					続	紙
											<ul><li>④</li><li>離</li><li>職</li><li>年月日</li></ul>	令和	年 2	8	日 31
		離	職の	日 .	以前	の 1	金	支 払	状 況 等						
⑧ 被保険者期間算定対象期	朋間	9	10					11)	12)					13	
A 一般被保険者等	B短期	⑧の期間における	賃	金 支	払対	象 期	間	⑩ の 基 礎		賃	金	額		備	考
離職日の翌日 月 日	雇用特例 被保険者	賃金支払 基礎日数						日数	A		B		計		
月日~離職日	離職月	B			~	離職	田	旧							
7月1日 ~ 7月31日	月	18 日			~		/	1 8							
6月1日 ~ 6月30日	月	19 日			~/			日							
~		B			~			日							
~	月	日			~			日							

#### [例示説明]

離職の日以前2年間に賃金支払基礎日数(⑨欄)11日以上の完全月が12か月(⑧魚欄)以上必要です。

1枚の離職証明書で⑧⑨欄、基礎日数11日以上の完全月が12か月とれれば1枚だけで足りますが、とれない 場合は2枚の離職証明書になります。 2枚の離職証明書となる場合は、2枚目の離職証明書右上に「続紙」と記入してください。

また、「続紙」として使用する離職証明書の記入は、①~④欄、事業主証明欄、⑧~⑭欄について記入してくだ さい。

### [記入留意事項]

週5日1日5時間勤務 時間給1,000円

# 雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(2) 賃金締切日に変更があった場合



			離	職の日!	以前	の賃金	支 払	状 況 等			
⑧ 被保険者	<b>新間算定対象</b> 類	期間	9	10			11)	12			(13)
( ) 一般被	保険者等	B 短期 雇用特例	⑧の期間における	賃 金 支	払対	象期間	⑩ の 基 礎	1	金 名	額	備考
離職日の翌日	8月6日	被保険者	賃金支払 基礎日数				日数	A	B	計	
7月6日 ~	~ 離職日	離職月	21 日	8月1日	~	離職日	4 日		37,000	/	
6月6日 ~	~ 7月5日	月	17 日	7月1日	~	7月31日	20 日		185,000		
5月6日 ~	~ 6月5日	月	17 日	6月1日	~	6月30日	18日		166,500		
4月6日 ~	~ 5月5日	月	21 日	5月21日	~	5月31日	8 日		74,000		賃金締切日変更
3月6日 ~	~ 4月5日	月	21 日	4月21日	~	5月20日	22 日		203,500		
2月6日 ~	~ 3月5日	月	18 日	3月21日	~	4月20日	16 日		148,000		
1月6日 ~	~ 2月5日	月	21 日	2月21日	~	3月20日	22 日		203,500		
12月6日 ~	~ 1月5日	月	16 日	1月21日	~	2月20日	20 日		185,000	/	
11月6日 ~	~ 12月5日	月	17 日		~		日				
10月6日 ~	~ 11月5日	月	17 日		~		日				
9月6日 ~	~ 10月5日	月	21 日		~		B				
8月6日 ~	~ 9月5日	月	21 日		~		日				
	~	月	日		~		日				

## [例示説明]

5月20日に賃金の締切を行った後、翌月の20日に行われるべき次回の締切日が繰り上げられて、 当月以降末日となった場合。

## [記入留意事項]

⑬欄の表示、⑩⑪⑫の各欄

## [参考]

日給者 日額8,000円、残業手当有

⑫欄 主たる賃金が日を単位として算定されているため、賃金の総額を B 欄に記入してください。

# 雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(3) 賃金形態に変更があった場合



		離	職の日	以前の賃金	支 払	状 況 等			
⑧ 被保険者期間算定対象	期間	9	10		11)	12)			(13)
(A) 一般被保険者等	B 短期 雇用特例	⑧の期間における	賃 金 支	払対象期間	⑩ の 基 礎		賃 金 奢	預	備考
離職日の翌日 10月26日	被保険者	賃金支払 基礎日数			日数	A	B	計	
9月26日 ~ 離職日	離職月	21 日	9月26日	~ 離職日	21 日	18,000	197,000	215,000	
8月26日 ~ 9月25日	月	21 日	8月26日	~ 9月25日	21 日	18,000	197,000	215,000	
7月26日 ~ 8月25日	月	22 日	7月26日	~ 8月25日	22 日	18,000	207,500	225,500	日給制に切替
6月26日 ~ 7月25日	月	30 日	6月26日	~ 7月25日	30 日	228,000		228,000	
5月26日 ~ 6月25日	月	31 日	5月26日	~ 6月25日	31 日	228,000		228,000	
4月26日 ~ 5月25日	月	30 日	4月26日	~ 5月25日	30 日	228,000		228,000	
3月26日 ~ 4月25日	月	31 日		~	日				
2月26日 ~ 3月25日	月	29 日		~	日				
1月26日 ~ 2月25日	月	31 日		~	日				
12月26日 ~ 1月25日	月	31 日		~	₽				
11月26日 ~ 12月25日	月	30 日		~ /	日				
10月26日 ~ 11月25日	月	31 日		2	日				
~	月	日		~	日				

## [例示説明]

8月分より月給制から日給制に切り替えた場合。

## [記入留意事項]

- ⑨⑪欄および⑫のA、B計欄
- ③欄の変更月に変更後の賃金形態を記入してください。

## [参考]

7月26日より賃金形態を月給から日給に変更

(変更前) 月給者 月額 210,000 円、通勤手当 8,000 円、家族手当 10,000 円 (7月 25 日まで)

(変更後) 日給者 日額 9,000 円、通勤手当 8,000 円、家族手当 10,000 円、残業手当有(7月 26 日から)

# 雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(4) 離職日の翌日に応当する日が各月にない場合

4		年	月	日
離職	A 10			
年月日	令和	2	10	30

		離	職の日息	<b>以前</b>	の賃金	支 払	状 況 等			
⑧ 被保険者期間算定対象	期間 9 8の	#0 BB	10			11)	12			13
A 一般被保険者等	(B) 短期 にお	ける	賃 金 支	払 対	象期間	⑪ の 基 礎	1	金 金	額	備考
離職日の翌日 10月31日		支払 日数				日数	A	B	計	
9月30日 ~ 離 職 日	離職月 20	日	10月21日	~	離職日	6 日	/	47,850		
8月31日 ~ 9月29日	月 22	2 日	9月21日	~	10月20日	21 日		167,475		
7月31日 ~ 8月30日	月 17	日	8月21日	~	9月20日	24 日		191,400		
6月30日 ~ 7月30日	月 21	日	7月21日	~	8月20日	10 日		62,500		
5月31日 ~ 6月29日	月 21	日	6月21日	~	7月20日	24 日		191,400		
4月30日 ~ 5月30日	月 19	日	5月21日	~	6月20日	21 日		167,475		
3月31日 ~ 4月29日	月 21	日	4月21日	~	5月20日	18 日		143,550		
2月29日 ~ 3月30日	月 21	日	3月21日	~	4月20日	21 日	/	167,475		
1月31日 ~ 2月28日	月 10	日		~		日				80時間
12月31日 ~ 1月30日	月 17	' 日		~		日				
11月30日 ~ 12月30日	月 22	2 日		~		B				
10月31日 ~ 11月29日	月 24	日		~_		日				
10月20日 ~ 10月30日	月 3	日		~		日				

### [例示説明]

離職日の翌日に応当する日が各月にない場合。

### [記入留意事項]

- ⑧欄のAおよび⑨欄
- ⑧欄のAの左側月日欄は、「離職日の翌日に応当する日(喪失応当日)」を記入するが、応当する日がない月においては、その月の末日を記入してください。

したがって、暦の大の月の30日に離職した場合はすべてこの取扱いになります。

- ⑧⑨欄は原則、⑨欄の日数が11日以上ある月を12か月以上記入してください。
- ⑩~⑫欄は原則、完全月で⑪欄の日数が11日以上ある月を6か月以上記入してください。

離職日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄の日数が11日以上の完全月が12か月以上ない場合、または、⑪欄の日数が11日以上の完全月が6か月ない場合は、⑨欄及び⑪欄の基礎日数が10日以下の期間について、該当期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

### [参考]

資格取得年月日 令和元年 10 月 20 日

日給者 日額 6,000 円、特殊作業手当日額 100 円、残業手当有

⑨、⑪欄 賃金支払基礎日数には有給休暇の日数も算入されます。

(例示:6月21日~7月20日 基礎日数24日=働いた日23日+有給1日)

⑫欄 月を単位として支払われるものがないため、賃金の総額をB欄に記入してください。

# 雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(5) 日給月給者で欠勤があり賃金が減額された場合



				離	職	の	日	以	前	の賃金	支 払	状 況 等					
⑧ 被保険	者期	間算定対象期	朝間	9 ⑧の期間	10						(1)	12				(13)	
○ 一般 被	皮伢	<sup>1</sup> 険 者 等	B短期	における		賃	金 :	支 払	対	象期間	⑩の 基礎	1	賃	金	額	備	考
離職日の翌日	1	10月1日	雇用特例 被保険者	賃金支払 基礎日数							日数	A		B	計		
9月1日	~	離職日	離職月	22 日		9月	1日		~	離職日	22 日	250,000					
8月1日	~	8月31日	月	22 日		8月 <sup>-</sup>	1日		~	8月31日	22 日	250,000					
7月1日	~	7月31日	月	17 日		7月	1日		~	7月31日	17日	209,677				5日間欠勤	
6月1日	~	6月30日	月	22 日		6月	1日		~	6月30日	22 日	250,000					
5月1日	~	5月31日	月	22 日		5月	1日		~	5月31日	22 日	250,000					
4月1日	~	4月30日	月	22 日		4月 <sup>-</sup>	1日		~	4月30日	22 日	250,000					
3月1日	~	3月31日	月	22 日					~		日						
2月1日	~	2月29日	月	22 日					~		日						
1月1日	~	1月31日	月	22 日					~		日						
12月1日	~	12月31日	月	22 日					~		日						
11月1日	~	11月30日	月	22 日					~		目						
10月1日	~	10月31日	月	22 日					~/		日						
	~		月	H		/	_	_	~		日						

## [例示説明]

一定の日数を基本給の支払い対象とする月給制で、欠勤するとその日の分の基本給が減額される場合。7月20日~7月24日の5日間欠勤したため、賃金が事業所の就業規則に基づき、その日数分の賃金が減額された場合、基礎日数も5日減ぜられる。

## [記入留意事項]

7月に5日間欠勤があるので、7月の⑨⑪欄の日数歴日数から5日を除いた日数を記載し、⑫欄には減額後の賃金額を記載してください。

#### 「参考]

日給月給者 月額 250,000 円 賃金支払基礎日数 22 日

# 雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(6) 日給月給者で欠勤があり賃金が減額された場合



			離	職	の E	·····································	前	の賃金	支 払	 状 況 等			
⑧ 被保険者期	間算定対象類	期間	9	10	-		10.0						13
A一般被係	<b>张</b> 険 者 等	B短期	⑧の期間における		賃 金	支払	対	象期間	① の 基礎		賃 金	額	備考
離職日の翌日	11月1日	雇用特例 被保険者	賃金支払 基礎日数						日数	A	B	計	
10月1日 ~	離職日	離職月	21 E	1	0月26	日	~	離職日	5日	31,250			
9月1日 ~	9月30日	月	19 E		9月26日	В	~	10月25日	19日	160,000			
8月1日 ~	8月31日	月	18 E	1	8月26日	8	~	9月25日	19日	143,750			8/26欠勤
7月1日 ~	7月31日	月	22 E		7月26日	8	~	8月25日	20 日	137,500			8/24,8/25欠勤
6月1日 ~	6月30日	月	22 E	(	6月26日	8	~	7月25日	20 日	160,000			
5月1日 ~	5月31日	月	18 E		5月26日	8	~	6月25日	23 日	160,000			
4月1日 ~	4月30日	月	21 E	,	4月26日	8	~	5月25日	17日	160,000			
3月1日 ~	3月31日	月	22 E				~		日				
2月1日 ~	2月29日	月	20 E				~		日				
1月1日 ~	1月31日	月	20 E				~		日				
12月1日 ~	12月31日	月	19 E				~		B				
11月1日 ~	11月30日	月	18 E				~/		日				
~		月	E			<del></del>	~		B				

#### [例示説明]

土曜日、日曜日及び祝日の勤務を要しない日は、基本給の支給対象としない月給制。8月24日~8月26日の3日間欠勤したため、賃金が事業所の就業規則等に基づき減額された場合、基礎日数も3日減ぜられる。

## [記入留意事項]

⑨⑪欄には、土日祝日及び欠勤日を除いた日数を記載し、⑫欄には減額後の賃金額を記載してください。

#### 「参考]

日給月給者 月額 150,000 円、皆勤手当 10,000 円

# 雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(7) 疾病により引き続き30日以上賃金支払がなかった場合



			離	職の日	以前	の賃金	支 払	状 況 等			
⑧ 被保険者	期間算定対象期	期間	9	10			11)	12)			13
( ) 一般被	保険者等	B 短期 雇用特例	⑧の期間における	賃金3	支払 対	象期間	⑩ の 基 礎		重 金	額	備考
離職日の翌日	10月21日	被保険者	賃金支払 基礎日数				日数	A	B	計	
9月21日 ~	離職日	離職月	7 日	9月21日	~	離職日	7日		39,200		自.R2.1.18~
R元 12月21日 ~	R2 1月20日	月	18 日	R元 12月21日	~	R2 1月20日	18 日		100,800		至.R2.9.24の
11月21日 ~	12月20日	月	20 日	11月21日	~	12月20日	20 日		112,000		251日間
10月21日 ~	11月20日	月	17 日	10月21日	~	11月20日	17 日		95,200		交通事故による
9月21日 ~	10月20日	月	21 日	9月21日	~	10月20日	21 日		117,600		傷病のため欠勤
8月21日 ~	9月20日	月	18 日	8月21日	~	9月20日	18 日		100,800		賃金支払なし
7月21日 ~	8月20日	月	22 日	7月21日	~	8月20日	22 日	/	123,200	/	
6月21日 ~	7月20日	月	21 日		~		日				
5月21日 ~	6月20日	月	22 日		~		日			1	
4月21日 ~	5月20日	月	20 日		~		日				
3月21日 ~	4月20日	月	22 日		~		B				
2月21日 ~	3月20日	月	18 日		~		日				
1月21日 ~	2月20日	月	20 日		~		日				

#### [例示説明]

疾病により引き続き30日以上賃金支払がなかった場合。

### [記入留意事項]

⑧~⑫欄は、全く賃金支払のなかった期間分の記入は必要ありません。

⑬欄には、疾病により引き続き 30 日以上賃金支払がなかった場合、賃金支払がなかった期間およびその日数並びに原因となった疾病名等を記入してください。

※ その事実を証明する医師の診断書(写しで可)等を添付してください。

#### 「参考]

### 日給者

離職の日以前2年間又は1年間に①疾病、②負傷、③事業所の休業、④出産、⑤事業主の命による外国における勤務等の理由で引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった場合(※注)は、賃金の支払を受けることができなかった日数を加算した期間(最高4年間)について上記の例のように⑧~⑫欄に記入する。

※注 同一の理由により賃金の支払を受けることができなかった期間が途中で中断し、その期間が 30日未満である場合は、期間の日数を加算することができる場合がありますので、ハローワー クに確認してください。

## 雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(8) 休業手当の支払があった場合



					離	職(	カ E	3 1		前	の賃	金	支 払	状		<u> </u>					
8 被保険者	<b>古期</b>	間算定対象類	期間	9		10			- •				1	12						13	
A 一般被	女保	: )  )  )  )  )  )  )  )  )  )  )  )  )	B短期	⑧の期におけ	る		賃 金	支	払え	対負	象期間		① の 基礎			賃	金	額		備	考
離職日の翌日		11月1日	雇用特例 被保険者	賃金支 基礎日									日数		(A)		B		計		
10月1日	~	離職日	離職月	20	H	10	)月1	日	~		離職	日	20 日				120,000				
9月1日	~	9月30日	月	17	日	9	月15	3	~		9月301	3	17日				102,000				
8月1日	~	8月31日	月	19	日	8	月15	3	~		8月31日	3	19日				102,000			休業5日 18.000円	
7月1日	~	7月31日	月	22	日	7	月1E	3	~		7月31日	3	22 日				132,000				
6月1日 -	~	6月30日	月	21	日	6	月1日	3	~		6月301	3	21日				118,800			休業3日 10,800円 休業期間中 所定休日2	
5月1日 -	~	5月31日	月	20	日	5	月1E	3	~		5月31日	3	20 日				120,000				
4月1日	~	4月30日	月	20	日				~				日	ı							
3月1日	~	3月31日	月	22	日				~				日								
2月1日	~	2月29日	月	18	日				~				В								
1月1日	~	1月31日	月	18	日				~				B								
12月1日 -	~	12月31日	月	21	日				~				B								
11月1日 -	~	11月30日	月	20	日				~				B								
	~		月		日				~				B								

### [例示説明]

事業主の都合により休業が実施され、労働基準法第26条による休業手当が支払われた場合。 [記入留意事項]

⑬欄に「休業」の表示、休業日数、休業手当を記入してください。

⑨欄及び⑪欄の基礎日数には休業手当の支払われた日数を含めて記入してください。

⑫欄の賃金額には賃金+休業手当額を記入してください。

また、一日のうちの一部が休業した場合であって、休業した部分について休業手当が支給された場合は、休業手当を除いた賃金額が平均賃金の60%以上の場合には休業日数については記載の必要はありません(賃金+休業手当額がその日の賃金となります。)。休業手当を除いた賃金額が平均賃金の60%未満の場合には、休業日数は1日とし、その日に支払われた休業手当+賃金の額を⑬欄に記載してください。

月給者および月間全部を拘束する意味の月給者以外の月給者の方で、休業手当が支払われた日とその直後の休業手当が支払われた日との間に就業規則等に規定された所定休日のみがある場合には、その休日については休業期間中の所定休日として記入してください。

## [参考]

日給者 日額 6,000 円

休業手当(労働基準法第26条)

# 雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(9) 短期雇用特例被保険者の場合



		離	職の日	以前	の賃金	支 払	状 況 等			
⑧ 被保険者期間算定対象期	期間	9	10			11)	12)			13
(A) 一般被保険者等	B 短期 雇用特例	<ul><li>⑧の期間</li><li>における</li><li>賃金支払</li></ul>	賃 金 支	払対	象期間	⑩ の 基 礎		金	額	備考
離職日の翌日 月 日	被保険者	基礎日数				日数	A	B	計	
~ 離職日	離職月	13 日	11月1日	~	離職日	13 日		143,000		/
~ /	10 月	20 日	10月1日	~	10月31日	20 日		220,000		
~ /	9 月	21 日	9月1日	~	9月30日	21 日		231,000		
~ /	8 月	21 日	8月1日	~	8月31日	21 日		231,000		
~ /	7 月	21 日	7月1日	~	7月31日	21 日		231,000		
~ /	6 月	18 日	6月1日	~	6月30日	18日		198,000		
~/	5 月	13 日	5月10日	~	5月31日	13 日		143,000		
<i>/</i> ~	月	Æ		~		日				
/~	月	日		~		日				
/ ~	月	目		~		日				
/ ~	A	日		~		B				
~	月	日		~/		日				
~	/ 月	日		~		日				

## [例示説明]

短期雇用特例被保険者が退職した場合。(資格取得日 R2.5.10)

## [記入留意事項]

⑨欄 一般被保険者の場合と異なり、暦月による賃金支払基礎日数を記入してください。

## [参考]

日給者 日額 11,000 円

特例一時金の受給資格要件は、離職の日以前1年間に賃金支払の基礎になった日数が11日以上ある月が6か月以上あることとなっています。

## 雇用保険離職証明書(用紙右側部分)の記入例

業主記入欄	所定給付日数・給付	離	職	理	曲	
1	事業所の倒産等に		484			
] ::::: ::`{ <u>}</u>	1) 倒産手続開始、	手形取引停止	による離職 止後事業再開の見	込みがないため	<b>密住 耳般</b>	
2	定年によるもの 年による離職(定	年 60 歩)				
_   ~	定年後の継続雇	用 を希望し	ていなかった		ずれかを 1 つ選択	
3 6	a 就業規則に (解雇事由又は退職 b 平成25年3月 c その他(具・ 労働契約期間満了	定める解雇事 脚と同一の事由とし 131日以前に労使 体的理由:	<b>由又は退職事由(</b> ℳ就業規則又は労使協定	年齢に係るものに に定める「継続雇用しな 売雇用制度の対象とな	を除く。以下同じ。 いことができる事由」に該 なる高年齢者に係る基準	)に該当した 当して離職した場合も 旨に該当しなかった
	<ol> <li>採用又は定年後 (1回の契約期間 (当初の契約締結 (当初の契約締結 (定年後の再雇所 (4年6箇月以上 →ある場合同一事業所</li> </ol>	の再雇用時等 間 簡別 後に契約期間 後に契約期間 1時にあらの通 5年以用労働者に の有期雇用労働者に ですによる離職	算契約期間の上限 横に4年6億月以上5年以	が定められ、この	到来による離職 回数 回) 翌到来による離職に 到来による離職に 5離職で ある・たり 上限到来による離 デア成4年8月10日前から定	厳で あろ・な
	(1 回の契約期間 (契約を更新又は (直前の契約更新 (当初の契約締約	間 箇月、注 は延長すること 折時に雇止め道	<ul><li></li></ul>	箇月、契約更新 有・無(更新区) ) る・ない) (の申出があった	回数 回) には延長しない旨の	)明示の 有・約
	労働者から契約	の更新又は延	長くを希望したし	い旨の申出があった る申出はなかっ	た た	
	(1回の契約期間 (契約を更新又)	引 箇月、注 は延長すること	通算契約期間 ≤の確約・合意の	箇月、契約更新 有・無(更新又	る労働者以外の者 回数 回) は延長しない旨の た	明示の 有・第
	b 事業主が適 業が取りやめ (aに該当する <sup>t</sup>	用基準に該当 になったこと 易合は、更に「	する派遣就業の指 による場合を含む 下記の 5 のうち、	示を行わなかっ 5。) 該当する主たる	た とによる場合 たことによる場合 離職理由を更に 1 を記入した上、具	つ選択し、○□
3	3) 早期退職優遇制 4) 移籍出向	度、選択定年	制度等により離耶	ŧ		
4	事業主からの働き 1)解雇(重責解雇 2)重責解雇(労 3)希望退職の募集 ① 事業の縮小又 ② その他(理由	を除く。) 者の責めに帰 又は退職勧奨 は一部休廃止 を具体的に	すべき重大な理由			)
<u> </u>	労働者が判断し	情による離職 る問題(賃金 たため	低下、賃金遅配、		用条件との相違等	
]	受けたと労働者 ③ 妊娠、出産、 不利益取扱い)	が判断したた 育児休業、介護 があったと労働	め 養休業等に係る問題 動者が判断したたる	夏(休業等の申出指	言動(故意の排斥 語、妊娠、出産、(	
	<ul><li>事業所でのに</li><li>事業所でのに</li><li>事業所を終に</li><li>手業所移転に</li><li>その他(理由</li><li>対働者の個人的</li></ul>	より通勤困難 を具体的に	理があったことをが困難であっただとなった(なる) 離職(一身上の者	ため (旧(新)所	在地:	}
<u> </u>	その他(1 - 5 の (理由を具体的に	いずれにも該	当しない場合)			)
具体的事情語	己載欄(事業主用)	就業規則	第25条によ	る定年退職		
		4-2 VC \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	7. 20/KT- &	- 1 ~ 1M		

#### ⑦「離職理由」、「事業主記入欄」

・離職者の主たる離職理由に該当するものを「離職理由」の1~5の中から1つ選び、「事業主記入欄」の該当する□の中に○を記入した上、「離職理由」の各項目に記載箇所がある場合には、空欄(例えば(定年 歳))には該当する内容を記入し、選択項目(例えば(教育訓練の有・無))には該当する事項を○で囲んでください。

また、 $1\sim5$ に該当する離職理由がない場合には、6の「その他(1-5のいずれにも該当しない場合)」の口に〇を記入し、「(理由を具体的に)」に具体的理由を簡潔に記入した上で、「具体的事情記載欄(事業主用)」に詳細な事情を記入してください。

## 「具体的事情記載欄(事業主用)」

・離職に至った原因とその経緯等の具体的事情を必ず、なるべく詳しく記入してください。 なお、離職理由が 5 (2)の「労働者の個人的な事情による離職」に該当する場合には、離職者から把握している範囲で可能 な限り、離職に至った具体的事情を記入してください。

#### 16 離職者本人の判断

・離職者が離職する日までに、必ず事業主の記入した離職理由を確認させ、離職者本人に、事業主が○をつけた離職理由に意義「有り・無し」のいずれかを○で囲ませたうえ、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入させてください。このとき、賃金計算等が未処理のため、まだ離職証明書左側の各欄に記入されていない段階でもかまいません。なお、離職者が帰郷その他やむを得ない理由により記名押印又は自筆による署名を得ることができないときは、⑥欄にその理由を記入し、事業主印を押印してください。

## 離職理由欄(⑦欄)の各項目の内容について

ここに記載した離職理由欄(⑦欄)の各項目の内容は、離職理由の判定にあたり、事業主が主張する離職理由を把握するために便宜上分類したものであり、特定受給資格者等の判断基準とは異なります。

離職理由の最終的な判定はハローワークで行いますので、⑦欄の□の中に○を記入した離職 理由と異なる場合があります。特定受給資格者の判断基準については、ハローワークで配付し ているリーフレットをご覧ください。

## 1 1の「事業所の倒産によるもの」

### ① 1(1)「倒産手続開始、手形取引停止による離職」

裁判所に対する破産の申立て、再生手続開始の申立て、更正手続開始の申立て、整理開始または特別清算開始の申立て、事業所の手形取引の停止等により事業所が倒産状態にあることまたは所管官庁から長時間にわたる業務停止命令がなされたことといった勤務先の事情を考慮し離職した場合がこれに該当します。なお、倒産等により解雇された場合は、4の(1)の解雇に該当します。

【持参いただく資料】裁判所において倒産手続の申立てを受理したことを証明する書類など

### ② 1(2)「事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがたたないため離職」

事業所が廃止された場合、裁判上の倒産手続(上記①の手続)が執られていないが事業活動が事実上停止し、再開の見込みがない場合、株主総会等において解散の議決がなされた場合等の 事業所が廃止状態にあることにより離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】解散の議決がなされた場合は、その議決が行われた議事録(写)など

#### 2 2の「定年によるもの」

### ① 2「定年による離職」

就業規則等により定められている定年により離職した者がこれに該当します。 なお、定年後の継続雇用が有期雇用により行われた場合であって、その有期契約期間の満了 により離職した場合は下記3の①又は②に該当しますのでご注意ください。

【持参いただく資料】就業規則等

### 3 3の「労働契約期間満了等によるもの」

## ① 3(1)「採用又は定年後の再雇用等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」

労働契約は1年単位でも、別途、あらかじめ雇用期間の上限(3年など)が定められており、 上限に達したことにより離職した場合をいいます。例えば、定年退職後、1年更新で65歳まで の再雇用されることがあらかじめ定められており、65歳に達したことに伴い離職した場合など がこれに該当します。

### ② 3(2)「労働契約期間満了による離職」

労働契約期間満了とは、例えば契約期間が1年間といった期間の定めがある労働契約により雇用されていた者が、契約期間が終了したことにより離職した場合をいいます (3 (1) の「採用又は定年後の再雇用等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」の場合を除きます。)。 なお、一般労働者派遣事業に雇用される労働者のうち常時雇用される労働者以外の者の離職理由の記載に当たり、②中、派遣就業とは、派遣労働者として雇用されているが、請負により行われている事業に従事することを含みます。また、適用基準に該当する派遣就業とは、週の所定

【持参いただく資料】労働契約書、雇入通知書、契約更新の通知書など

### ③ 3(3)「早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職」

従来から恒常的に事業所の制度としてある早期退職優遇制度や選択定年制に応募した場合、 会社における特定の事由による退職慣行等の理由により離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】制度の内容がわかる資料

労働時間が20時間以上の場合等をいいます。

#### ④ 3(4)「移籍出向」

出向のうち適用事業に雇用される労働者が当該適用の事業主との雇用関係を終了する場合が これに該当します。

【持参いただく資料】移籍出向の事実がわかる資料

## 4 4の「事業主からの働きかけによるもの」

① 4(1)「解雇(重責解雇を除く。)」及び(2)の「重責解雇(労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇)」

事業主による解雇がこれらに該当し、重責解雇とは、刑法の規定違反、故意又は重過失による設備や器具の破壊又は事業所の信用失墜、重大な就業規則違反等により解雇された場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】解雇予告通知書、退職証明書、就業規則など

② 4(3)「希望退職の募集又は退職勧奨」

企業整備等における人員整理等に伴う事業主(又は人事担当者)による退職勧奨、人員整理 を目的として臨時に募集される希望退職の募集に応じて離職する場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】希望退職の募集に応じた場合には、希望退職募集要綱(写)、離職者の応募 の事実が分かる資料

### 5 5の「労働者の判断によるもの」の(1)の「職場における事情による退職」

労働者の方が職場(事業所)における事情により離職をされた場合がこの区分に該当します。

① 5(1)①「労働条件に係る問題(賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等)があったと労働者が判断したため」

賃金の低下、賃金の一定割合が支払期日までに支払われないなどの賃金遅配、事業停止に伴い休業手当が継続して支払われること、過度な時間外労働など労働条件に重大な問題(実際の労働条件が採用時に示された条件と著しく相違している場合を含む。)があったこと、又は事業所において危険もしくは健康被害の発生するおそれのある法令違反等があり、行政機関の指摘にもかかわらず改善措置を講じない等の理由により離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】労働契約書、給与明細書、賃金低下に関する通知書、口座振込日がわかる 預金通帳、タイムカード(写)等時間外労働がわかるものなど

② 5(1)②「事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動(故意の排斥、嫌がらせ等)を受けたと労働者が判断したため」

上司や同僚等からの故意の排斥、著しい冷遇や嫌がらせ(セクシュアル・ハラスメントや妊娠、出産等に関するハラスメントを含む。)等、就業環境に係る重大な問題があったため離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】特定個人を対象とする配置転換、給与体系等の変更の嫌がらせがあった場合には、配置転換の辞令(写)、労働契約書など

③ 5(1)③の「妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題(休業等の申出拒否、妊娠、出産、 休業等を理由とする不利益取扱い)があったと労働者が判断したため」

育児休業、介護休業等の申出をしたが、正当な理由なく拒まれた場合、妊娠、出産、休業等の申出又は取得したことを理由とする不利益取扱いを受けた場合、育児・介護休業法、労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の労働者保護法令に違反し、又は措置されなかった場合に離職した場合がこれに該当します。

④ 5(1)④「事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職」

人員整理に伴い、当該事業所の労働者の3分の1を超える者が離職した場合、事業主が大量離職届(1か月に30人以上の離職を予定)をハローワークに提出しなければならないような事業所の縮小が行われた場合又は行われることが確実であることといった職場の事情を考慮して離職した場合がこれに該当します。

⑤ 5(1)⑤「職種転換等に適応することが困難であったため」

長期間にわたり従事していた職種から事業主が十分な教育訓練を行うことなく別の職種へ配置転換を行い新たな職種に適応できない場合や労働契約上、職種や勤務場所が特定されているのにもかかわらず、他の職種への職種転換や遠隔地への転勤を命じられた場合等職種転換等に適応することが困難であったため離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】採用時の労働契約書、職種転換、配置転換又は転勤の辞令(写)など

⑥ 5(1)⑥「事業所移転により通勤困難となった(なる)ため」

事業所移転により通勤困難となった(なる)ために離職した場合が該当します。

【持参いただく資料】事業所移転の通知、事業所の移転先が分かる資料及び離職者の通勤経路に かかる時刻表など

## 6 5 の「労働者の判断によるもの」の(2)の「労働者の個人的な事情による退職(一身上の都合、 転職希望等)」

例えば、職務に耐えられない体調不良、妊娠・出産・育児・親族の介護等の家庭事情の急変、 自発的な転職等労働者の方が職場事情以外の個人的な事情一般のため離職した場合がこれに該 当します。

【持参いただく資料】退職願(写)等その内容が確認できる資料

## 7 6の「その他(1-5のいずれにも該当しない理由により離職した場合)」

上記1~6のいずれにも該当しない理由による離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】その内容が確認できる資料

## 3 昭和56年7月以前から被保険者となっている方の届出について

ハローワークでは、昭和 56 年からオンラインシステムを導入して雇用保険関係事務 を処理しており、資格取得等の手続時において、資格喪失等の手続を行うための書類 の記載内容の一部を印字してお渡ししております。

しかし、昭和 56 年以前に被保険者の資格取得等の手続を行われている方が資格喪失等の手続をされる場合には、ハローワークに備え付けている様式またはハローワークインターネットサービスよりダウンロードした様式を使用していただくこととなります。

届出様式·····「雇用保険被保険者資格喪失届」(移行処理用)

## 雇用保険被保険者資格喪失届の記載例

	<sup>移行処理用)</sup> 雇用 <i>保</i>	<b>保険被保険者</b> 資	資格喪失届 標準の 11 2 3 4 5 6 7 8 9 (必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)
帳票種別		1.個人番号	4 5 6 7 8 9 1 0 1  <sub>1「個人番号」</sub>
2. 被保険者番号 4 9 0 0 4. 資格取得年月			業所番号 被保険者の個人番号を記. 9 0 0 -9 8 7 6 5  してください 6. 喪失原因 (1 継載以外の理由 ) では
3-49	0401	<sup>福和</sup>	O  6  3  O     2  (2 3以外の離職   3 事業主の都合による離職   2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
7. 離職票交付希	望 8.1週間の所定労 4000 *********************************	4 /空白:	
10. 新氏名	7 7 7	ガナ (カタカナ)	
公記 共製 11. 喪	失時被保険者種類 12.	国籍・地域コード	13. 在留資格コード
公共職業安定所	(3季節)		L   (18欄に対応 )
14. 被保険者氏名	(ローマ字) または新		までは、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。 ファベット大文字で記入してください。)
被保険者氏名(『	コーマ字)または新氏名(ロ		
	الالالالالالالالا		18. 在留資格
16. 派遣・請負 就労区分	1 派遣・請負労働者として 主として当該事業所以外 で就労していた場合 2 1に該当しない場合	17. 国籍・地域	) (18. 在省資格 ) —
19. (フリガナ)			20.性 別 21. 生 年 月 日
被保険者氏名	適用優		男 · 玄 (大正 優和) 31 年 10 月 25 日
22. 被保険者の 住所又は居所	所沢市並木6-1	. — 3	
23. 事業所名称	株式会社 雇用保	上険 池袋支店	24. 令和 氏名変更年月日 年 月 日
25. 被保険者で なくなった ことの原因	夫の転勤に伴い、	小笠原に転居	
雇用保険法施行	規則第7条第1項の規定	Eにより、上記のとおり 区霞が関1−2−2	届けます。 令和 2年 7月 4日
/ <del>-</del>	771 未不和 110円		記名押11又は署名
住			雇用太郎 印
年 業 主 氏	名 株式会社 雇用	用保険 代表取締役 屠	公共職業安定所長 殿
事業主 氏	名 株式会社 雇用 話番号 03-525		
事業主 氏	話番号 03-525		公共職業安定所長 殿
事業主 氏電社会保険 労務士記載 棚	話番号 03-525	3-1111	公共職業安定所長 殿       番号     安定所 備

## 4 被保険者が転勤したとき

転勤とは、被保険者の勤務する場所が、同一の事業主の一の事業所から他の事業所に変更される場合をいいます。また、単なる出張や一時的な駐在は転勤に該当しません。

- · 提出書類······「雇用保険被保険者転勤届」
- ・ 提出期日・・・・・・事実のあった日の翌日から起算して10日以内
- ・ 提出先・・・・・・・転勤後の事業所の所在地を管轄するハローワーク
- ・ 持参するもの・・転勤前事業所に対し、すでに交付されている「雇用保険被保険者 資格喪失届」
  - ※ マイナンバーを併せて提出してください。

## 雇用保険被保険者転勤届の記載例

■ 様式第10号(第13条関係)(第1面) 雇用保険被保険	<b>当転勤届</b> (必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)
帳票種別	(E)
1. 被保険者番号 <b>9900-123456-0</b> 3-5	90219 (2 大正 3 昭和 ) H. (は. —
3. 被保険者氏名       フリガナ(カタカナ)         労働 小太郎       ロウト ウ	<u> </u>
4欄は、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。         4. 被保険者氏名(ローマ字)(アルファベット大文字で記入してください。         被保険者氏名〔続き(ローマ字)〕	M理 しますので、 活
5. 資格取得年月日 4 — 1 8 0 4 0 1 (3 昭和 4 平成) 元号 月 日	さ な
6. 事業所番号 4947-123456-7 494	#業所番号   6-123456-7 ださい。
8. 転勤年月日	Ü,
5 — 0 2 0 7 0 1 (4 平成 5 分和)	~ <b>_</b>
元号   年   月   日   9. 転   勤   前   事   業   所   「株式会社 雇用保険   名   称   所   在   地   東京都干代田区磯が関1-2-2	]
元号     年     月     日       9. 転     動     前     事     業     所     所     株式会社 雇用保険       名     称     所     在     地     東京都千代田区磯が関1-2-2       10. (フリガナ)     11.	〜 <b></b>
元号     年     月     日       9. 転     動     前     事     業     所     所     株式会社 雇用保険       名     称     所     在     地     東京都千代田区磯が関1-2-2       10. (フリガナ)     11.	
元号     年 月 日       9. 転 勤 前 事 業 所 名 称・所 在 地 東京都千代田区霞が関1-2-2       10. (フリガナ)変更前氏名       2. 債債	
元号   年 月 日   9. 転 勤 前 事 業 所	令和 2 年 7 月 2 日
元号   年 月 日   9. 転 動 前 事 業 所	至東年月日 年 月 日 令和 2 年 7 月 2 日 記名押印又は署名 印
75   7   7   8   9. 転 勤 前 事 業 所	全原年月日 年 月 日 日 会和 2 年 7 月 2 日 会和 2 年 7 月 2 日 記名押印又は署名 印 池袋 公共職業安定所長 殿
75   7   7   8   9. 転 勤 前 事 業 所	至東年月日 年 月 日 令和 2 年 7 月 2 日 記名押印又は署名 印
75   7	全 月 日 日 令和 2年 7月 2日 記名押印文は署名 印 池袋 公共職業安定所長 殿

## 5 被保険者が氏名を変更したとき

雇用保険被保険者氏名変更届は令和2年1月に廃止したため、被保険者の氏名の変更があったときは、下記の申請時に併せて提出してください(氏名変更記載欄はそれぞれの申請書にあります)。

- · 雇用保険被保険者資格喪失届
- 雇用継続交流採用終了届
- 雇用保険被保険者転勤届
- ・個人番号登録・変更届
- ・ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請(受給資格確認を含む)
- ・高年齢再就職給付金の支給申請
- ・ 育児休業給付金の支給申請 (受給資格確認を含む)
- ・介護休業給付金の支給申請

## 6 被保険者が「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」第 21 条第 1 項に 規定する雇用継続交流採用職員でなくなったとき

雇用継続交流採用職員でなくなった場合の届出となります。

- · 提出書類·····「雇用継続交流採用終了届」
- ・ 提出期日・・・・・雇用継続交流採用職員でなくなった日の翌日から起算して 10 日 以内
- ・ 提出先・・・・・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク
- 持参するもの・・次の①~②
  - ① 雇用継続交流採用職員でなくなったことの事実の分かる資料
  - ② 雇用継続交流採用職員であった期間を証明することが分かる資料

## 雇用継続交流採用終了届の記載例

帳票種別 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [		(20
1. 事業所番号 4900-001111-0		の用紙は、
2. 被保険者番号 <b>9900-123456-0</b>		この ま ま
3.姓 (漢字)   労  働		ま機械で処理
5. 7 J H + (h 9 h + )  0		しますの
3 — 5 9 0 2 1 9 (2 大正 3 昭和) (4 平成 5 令和)	7. 資格取得年月日 4 - 1 8 0 4 0 1 (3 昭和 4 平成)	で、
8. 雇用継続交流採用開始年月日	9.雇用継続交流採用終了年月日 5	ないように
元号 年 月 目 10. 出向先官署コード 1 3	来 月 日 ※ 11. 交流採用記錄取消	汚さないようにしてください。
01内閣官房   02内閣注制局   04内閣所(宮内庁及び国家公安委員会を除く)   05密内庁 (窓内庁及び国家公安委員会を除く)   07防衛省   03総務省   09法務省   10外務省   11以務省   12文部科学省   13原生労働省   14農林水産省   15経済産業省   16国土交通省   17環境省   19全员会   18会計検査院   19その他		
12. (フリガナ) 変更前氏名	13. 令和 氏名変更年月日 年 月	B
雇用保険法施行規則第12条の2の規定により、上記のとおり届けま	す。	
令和 2 年 7月 3日 飯田橋 公共職業安定所長 殿	事業所名(所在地)株式会社 雇用保険 東京都千代田区額が関1-2-2 電話番号 03-5253-1111 記名押印又( 株式会社 雇用保険 事業主氏名 代表取締役 雇用太郎 印	は署名
備		
考		

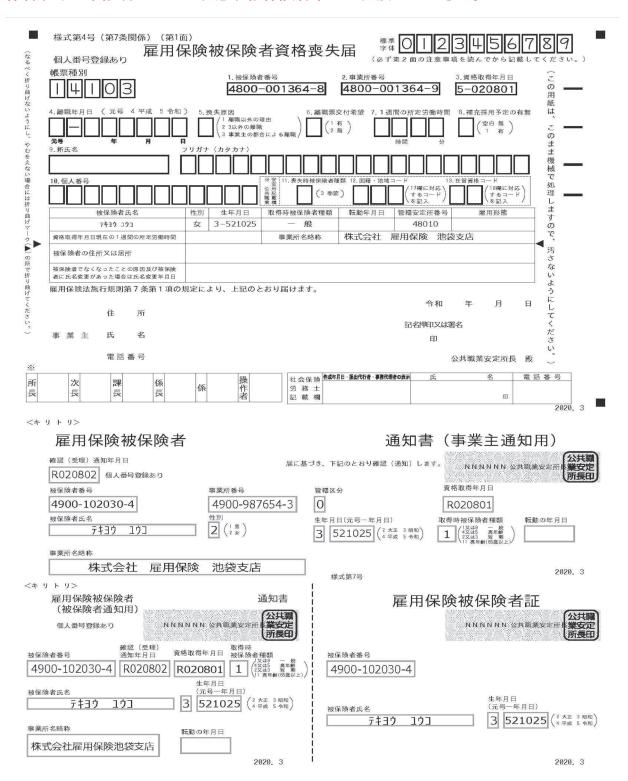
(127) 2020 1 =

## 7 被保険者関係の届出をしたときにお渡しするもの

## (1) 資格取得届、転勤届を提出したとき

ハローワークからは、被保険者氏名や事業所番号等がハローワークシステムで印字された「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)・雇用保険被保険者証・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)・雇用保険被保険者資格喪失届」(ミシン目の入っている1枚もの)をお渡しします。

上記の書類には、被保険者(本人)にお渡しいただく書類がありますので、大切に 保管するよう説明した上で、必ず被保険者本人にお渡しください。



## (2) 資格喪失届を提出したとき

ハローワークからは、被保険者氏名や事業所番号等が印字された「雇用保険被保険 者資格喪失確認通知書(事業主通知用)・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(被保 険者通知用)」をお渡しします。

また、資格喪失と同時に離職票を発行する場合には、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)・雇用保険被保険者離職票-1」および「雇用保険被保険者離職票-2」をお渡しします。

## 被保険者(本人)にお渡しいただく書類は、速やかにお渡しください。

日本の表現の									
(4900-000147-11 (D) 株式会社 雇用保険 水硝文店 (69) ### (1000-000147-11 (D) 株式会社 雇用保険 水硝文店 (69) ### (1000-000147-11 (D) 株式会社 雇用保険 水硝文店 (69) ### (1000-000147-11 (D) 株式会社 雇用保険 那覇文店 (69) ### (1000-000147-11 (D) ### (1000-0000147-11 (D) ### (1000-0000147-11 (D) ### (1000-0000147-11 (D) ### (1000-00000147-11 (D) ### (1000-000000000000000000000000000000000	交付	番号 ( )	雇用保険被				<u>1</u> 知用)		•
(4900-000147-11 (2) 株式会社 雇用保険 水硝文店 (69) # (4900-000147-11 (2) 株式会社 雇用保険 那覇支店 (69) # (4900-000147-11 (2) 株式会社 雇用保険 那覇支店 (69) # (4900-000147-11 (2) 株式会社 雇用保険 那覇支店 (69) # (4900-000147-11 (2) # (4900-000147-11 (	で 帳票	<sup>種別</sup> 4200				331 1 (4	又は9 一般 又は5 高年齢	(1 再交付) の 用	_
(4900-000147-11 (0) 株式会社 屋用保険 那覇支店 (69) # (690 ) # (69	をいように カン	<u>,サッ クニオ</u>	1 11 (	1 m ) 3 540		2 ( 産職以外の) 3 事業主の	の理由 地域 都合による趣味	職業交付希望は、(1有)(2無)(2無)(2無)(2	
18 支 (1 - 1				Terrorian company and the company of	果険 那覇支瓜			ま	
18 支 (1 - 1	をえない場	番号		7. 番号	チェック・リストが出力され 調査の結果、同一人でなか・	nt. M.	· 所管轄安定所	機械で	
18 実	※ 9. 求職	t申込年月日	受終	資格等決定年月日	-11-11	10. 認定日 (一般) (	1.認定予定月日(高年	1 1	
18 支 (1 - 1	り 世 日							_ す	
1				区分 13. 所定給付日数	の決定 14. 離職理	由 15. 求職番号	, ———		
#					,			汚	
#	所 16. 特殊 で 激甚	表示区分又は 指定期限年月日		_ <b>F</b>	口座番号			ない	
#	り 曲 げて く 18 本 1							ように	_
(対り取らないでください。)    大変	16. Xf	(0 排清 1 安定所現金払 2 安定所送金払		「生傷力から書き」				てくだだ	_
京田   京田   京田   京田   京田   京田   京田   京田							The second secon	☆業安定	
周出者 2 (1 氏 名 2 (2 任所以助所所)	所属		200	係	作	所定給付日数		) 目	
周出者 1 氏 名 2 住所以内所 3 名 称 本店 2 住所以内所 5 中 3 古 表			+ m + 40	<b>4 生 +1 油</b>	<b>本甘</b>	# BB #L -		り取らないで	ください。)
### 2 住所以供開所 2 住所以供開所 2 中			<b>水椒</b> 1 和	刊寻拉波	か 圭 立 際	饭 闰 拍 止	/曲		
3 名 称   本店   表	届出者					ā 88			
1		Service Control of the Control of th						<u> </u>	2 2
金融機関 4 銀 行 等 (ゆうちょ銀行以外) 口座番号 (普通)	北神岳朝	3 名 称					十古 機		
* *** *** *** *** *** *** *** *** ***	8		口座番号 (普	通)			[=   &		
◆金融機関へのお願い			記号番号 (総	合)			確認		3
1 上記録出表に記載された事項のうち「氏名   編、「名称   編及び「編長符(ゆうちよ銀行以外)」の「口座番号」欄(「5ゆうちよ銀行」の 「    「			動機関ロ座へ 不達かつ正確に振	じみむため 下記のことに	ついて御校力をお願いし	**		」一ド 店舗コ	- F
マキリトリン   株式第6号の3(1)   雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 (事業主通知用)   雇用保険被保険者資格喪失庫に基づき、下記のとおり確認します。   公共職業安定所・業安定   所表印   被保険者番号   資格取得年月日   超職等年月日   被保険者種類   超職票交付希望   1 (2 m)   を保険者氏名   性別   生年月日(元号-年月日)   160401   1 (2 m)   2 m)   1 (2 m)   2 m)   1 (2 m)   2 m)   2 m)   1 (2 m)   2 m)   1 (2 m)   2 m)   3 m	1 上記届「記号番	出書に記載された事項ので   号」欄)を確認した上「st	うち「1氏名」欄、「3名称」欄及 ☑融機関による確認印」欄に貴金	び「4銀行等(ゆうちょ錫 融機関確認印を押印して	行以外)」の「口座番号」	- 7。   欄(「5ゆうちょ銀行」	0	J	
雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)   雇用保険被保険者資格喪失曜に基づき、下記のとおり確認します。   公共職業安定所・業安定   所長印   被保険者番号   資格取得年月日   加職等年月日   被保険者種類   本保険者番号   (1/2)(1/2)   (1/2			5人してくたさい(ゆうちよ誠仃	の場合を除く。)。	2	1			016. 1
確認通知年月日			(兄)(全)(元)(全)	~ 沒 按	T女子可 `高 左n	<b>事 / 事 类 -</b>	<b>→ `爲 欠□ □□</b>		
1	<b>株</b> 式第0号		体 医 恢 体 医 4	1 具俗嵌入	惟祕迪和	音(争未)	上週邓州	)	
1	. T和智可"基	如在自己			22 1070 4	The state of the s		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Vities)
被保険者番号   資格取得年月日   離職等年月日   被保険者種類   160401   160401   17(120 - 40	F		屋用保険	被保険者資格喪失届に	基づき、下記のとおり	100	en Tille en en Electron	共職業安定所主義	<b>安定</b>
1	1	lavoroum	資格取得年月日	部 離職等年月	Ħ	被保険者種類	離職界	S NORTH A S STATE BARBON UTILL CHANGE	(Decen)
被保険者氏名     性別     生年月日(元号-年月日)     妻失原因       カンサッ クニオ     [1] (「ガラント)     (1 元 イント)     (2 大 エー 3 昭和)     (2 大 エー 3 昭和)     (2 大 エー 3 昭和)     (3 万 五 日本)     (2 大 エー 3 昭和)     (3 万 五 日本)     (3 万 五 日本)     (4 平成 3 昭和)     (4 平成 3 昭)	490	0-102047-1	160401	03033	1	4又は5 高年的	6) 11/	1 有 2 無	
事業所置号     管轄区分     事業所名略称     座業分類       4900-000147-1     0     株式会社 雇用保険 那覇支店     69	被保険		CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE		monomera .	1)			Elekon Marie \
4900-000147-1 0 株式会社 雇用保険 那覇支店 69	事 <b>学</b> 所:		Emend	Demental Beneziatestations	/01 4平成	1	эннша		am )
had been been been been been been been bee	9		g gamented	grammoral de la company de la	******************	食 那覇支店	management grantestation		
2016. 1	B	adprojecencej naprogram amineria in meleculari di un del como meleculari di un meleculari di un del como di un della como di un	E Secured	Bacadagaan concerns amount	***************************************	COM PARESTANA PARAMETER SALAMATAN SALAMATAN	Annual Lucian		

## ○ 被保険者に関する諸手続Q&A

### Q 出向社員の取扱いは?

A社では、このたび社員を系列のB社に出向させることになりました。賃金は月給の4分の3をA社が負担し、残りの4分の1をB社が負担する予定です。

このような場合、社員は、どちらの被保険者となるのでしょうか。

A 労働者が出向して、2以上の事業主と雇用関係ができたようなときは、その労働者が 生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける一の雇用関係のみ被保険者として取り扱う こととしています。(29ページ参照)

したがって、今回のケースは、賃金の4分の3を負担するA社が主たる事業主となりますので、引き続きA社の被保険者として取り扱うこととなります。ただし、この被保険者が離職した場合には、被保険者となっているA社での賃金のみが、離職票の賃金に記載されることとなります(B社の賃金は記載されません。)のでご注意ください。

## 【 参考 】 出向に関する雇用保険の取扱いについて

出向の形態に合わせて、以下の2種類に分類しています。

### ● 移籍出向

出向元事業主との雇用関係を終了させて勤務する場合で、出向元の事業主 を離職し、出向先の事業主に新たに雇用されたものとして取り扱います。

#### ● 在籍出向

出向元の事業主との雇用関係を継続させたまま出向先で勤務する場合で、 出向元と出向先の両事業所との間に雇用関係が生じることとなります。

雇用保険では、そのうち主たる雇用関係、すなわちその者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける一の雇用関係についてのみ被保険者となりますのでご注意ください。

したがって、出向元で賃金が支払われる場合は原則として出向元の事業主 の雇用関係について、出向先で賃金が支払われる場合は原則として出向先の 事業主との雇用関係について、それぞれ被保険者資格を有することとなります。

## ○ 被保険者に関する諸手続きQ&A

### Q 雇用保険被保険者資格の取得の年月日は?

当社では、4月1日付けで2名採用したのですが、今年は4月1日が日曜日であった ため、実際に出勤したのは4月2日となりました。

この場合の資格取得日について、どのような取扱いとなるか教えてください。

### A この場合の資格取得日は、4月1日となります。

資格取得届の「11. 資格取得年月日」の欄には、事業主と本人との間で契約した雇用開始日を記入していただくこととなります。特に、試用期間、研修期間、休日、祝日等がある場合には、間違いが大変起こりやすくなっていますので、十分注意してください。

## Q 外国で勤務する者の被保険者資格は?

当社では、このたび、アメリカのサンフランシスコに支店を開設することとなりました。当面、本社から3名を赴任させ、現地で1名を採用する予定です。

海外の事業所に勤務する者の被保険者資格について、どのような取扱いとなるか教えてください。

A 適用事業に雇用される労働者が、事業主の命により外国で勤務するような場合であっても、日本国内の適用事業との雇用関係が存続している限り、引き続き被保険者として取り扱うこととなります。(30ページ参照)

したがって、今回の場合には、本社から赴任する3名については、引き続き被保険者として取り扱います。ただし、現地採用の1名については被保険者となりませんのでご注意ください。

#### Q 雇用保険の加入状況について確認する方法は?

雇い入れている労働者について、雇用保険被保険者資格取得届の手続漏れがないかを 確認するためにはどうすればいいですか。

A 「事業所別被保険者台帳」という請求のあった事業所に適用されている被保険者の 氏名や資格取得年月日が記載された台帳を提供いたします。

請求方法につきましては、事業所の所在地を管轄するハローワークにお問い合わせください。また、社会保険労務士等を代理人として依頼することも可能です。

なお、事業所別被保険者台帳の提供については、依頼をいただいた後、一定の時間 をいただく場合がありますので、あらかじめご了承願います。

## ○ 被保険者に関する諸手続Q&A

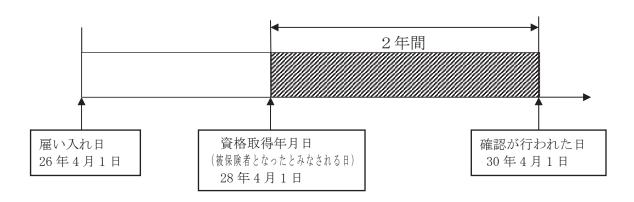
## Q 雇用保険の手続漏れがあった場合には?

雇い入れている労働者について、雇用保険の手続漏れがあった場合、遡って被保険者 資格取得届の手続を行うことができますか。

A 事業主は、新たに従業員を雇用したときは、被保険者となった日の属する月の翌月 10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出していただくことになっています。

この手続が何らかの理由で漏れていた場合には、過去に遡って確認を行うことになりますが、被保険者となった日が、被保険者であったことの確認が行われた日から2年より前であった場合には、その確認が行われた日の2年前の日とみなすこととしています。(雇用保険法第14条)

例えば、平成26年4月1日に雇い入れた者について、資格取得届の提出が漏れていたことがわかり、被保険者となったことの確認が、平成30年4月1日になって行われた場合は、その2年前の日、すなわち平成28年4月1日に被保険者となったものとみなします。



### ※ 2年を超える雇用保険の遡及適用について

事業主から雇用保険被保険者資格取得届を提出されていなかったために、雇用保険に未加入とされていた方は、上記の図のとおり、被保険者であったことが確認された日から2年前まで雇用保険の遡及適用が可能となっております。

平成22年10月1日以降は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが賃金 台帳や給与明細書等の書類により確認された方については、2年を超えて雇用保険の <u>遡及適用が可能</u>となりましたので、対象の方がいらっしゃるような場合につきまして は、管轄のハローワークにご相談ください。

## ○ 被保険者に関する諸手続Q&A

### Q 雇用保険被保険者証とは?

従業員から、前の会社で交付を受けた被保険者証を持っていると聞きましたが、現在 の会社でも被保険者証を交付しています。注意事項があれば教えてください。

A 雇用保険被保険者証は、被保険者であった期間の通算や、被保険者種類の決定など、 適正な失業等給付を行うためのもので、被保険者ごとに固有の番号が付与されています ので、本人が他の事業所へ転職した場合でも同じ番号を使用します。

このため、事業主の皆様におかれましては、労働者を雇用したときは、前職歴に注意して、被保険者証の有無の確認を行っていただきますようお願いします。

具体的な今回のようなケースは、前の会社で交付を受けた被保険者番号と、現在の会社で交付した被保険者番号とを確認して、違う番号であれば、本人の不利益となる場合があることから、速やかに被保険者番号の統合をしていただく必要があります。

万一、本人が被保険者証を紛失したときは、巻末付録の様式「雇用保険被保険者証再 交付申請書」を提出して再交付手続を行うこともできます。

雇用保険被保険者証や被保険者番号について、不明な点等あれば、お気軽にお近くの ハローワークまでお問い合わせください。

#### Q 離職証明書の提出は?

当社で勤務していた従業員が2か月で退職してしまいましたが、雇用保険を受給する 資格がないと思われるため、離職証明書を提出する必要があるのでしょうか。

A 原則として、提出していただく必要があります。

平成19年の雇用保険法改正により、雇用保険の受給資格を得るために必要な被保険者期間が離職理由によって異なることとなり、また、この離職理由については、直近の離職理由を判定する取扱いとなったため、ごく短い期間の離職証明書であっても、離職者の受給手続きに大きな影響を与える可能性があります。

また、明らかに受給資格がないと思われる離職票であっても、他の離職票をまとめることにより受給資格を得られることがあるので、原則として、離職証明書の提出が必要です。

なお、離職者が雇用保険の受給資格の決定を受ける際、必要な離職票の交付を受けていない場合には、ハローワークから事業主に対して、離職証明書の提出を求めることがありますのでご注意ください。